

阿部 彩『子供の貧困—日本の不公平を考える』岩波新書 2008 年

第 1 章 貧困世帯に育つということ

1 なぜ貧困であることは問題なのか 2 頁

●貧困と学力 2 頁

・ OECD が 3 年ごとに行う「学力到達度調査」で 2000 年、2003 年、2006 年で日本の順位は
○読解力 8 位、14 位、15 位 ○科学 2 位、2 位、6 位 ○数学 1 位、6 位、10 位
→日本の「転落」が目立つ

- ・ 子どもの学力は父母の学歴が高いほど高くなっている→格差は拡大傾向にある
- ・ 父母の職業と職業上の地位によっても子供の学力に格差が生じる

●貧困と子育て環境 6 頁

- ・ 親が子供を育てる環境も家庭の経済状況によって大きく左右される
- ・ 松本伊智朗札幌学院大学教授が行った小 2、小 5、中 2 の子供を持つ親 1023 人を対象とする子育て環境と年収の調査

○「休日に子供と十分に遊んでいる」

→年収 1000 万以上の親…38.7% 年収 200 万以下…26.8%

○「子供のことでの相談相手が家族の中にいない」

→年収 200 万以下の親…19.7% 年収 700 万以上…4.7% 1000 万以上…0%

○「病気や事故などの際、子供の面倒を見てくれる人がいない」

→年収 200 万以下の親…16.7% 1000 万以上…9.4%

●貧困と健康 8 頁

- ・ 国民健康保険の被保険世帯の 19%が保険料を滞納している
→滞納が続くと、保険証が取り上げられ「被保険者資格証明書¹」が発行される
- ・ 「無保険」状態の中学生以下の子供は大阪府内で少なくとも 1720 人、横浜市内では資格証明書を持つ小中学生が 3692 人、全体の 1.3%である
- ・ カナダの研究者によると低所得層と高所得層の子供の健康の格差は存在し、子供の年齢が上がるにつれて拡大すると分析している（カナダは「国民皆保険」が達成されている）

●貧困と虐待 11 頁

- ・ 「児童虐待」として保護された 501 のケースにおける家庭の状況
- 「生活保護世帯」…19.4% ○「市町村民税非課税」「所得税非課税」世帯が合わせて 26%
- ・ 「虐待種別」ではひとり親世帯ではネグレクト²が多い傾向にある
- ・ 2003 年東京都福祉保健局が行った調査による、約 1700 件の児童虐待の保護者の就労状況

¹ 特段の事情がなく国民健康保険料の納付期限後 1 年を経ても納めない場合に市区町村から交付される資格証明書。患者は医療費の全額を自己負担し、後日一部払い戻される。

² 本書では、育児放棄。病気の時放置する、十分な食事を与えない、身の回りの世話をしないという意。

○実父が定職についている…55.5% ○無職…17.6% ○何らかの職がある…67.7%

→ふたり親世帯であっても父親の職が安定的ではない割合が高い

・雇用の不安定化や福祉の削減などによる生活不安が離婚やDV、児童虐待の背景要因の一つになっている

・児童虐待の防止のためには児童虐待対策そのものの充実に、貧困対策・労働対策など広く国民生活全般を支援する必要がある

●貧困と非行 14 頁

・全国の少年院における新収容所者 5248 人の出身家庭の生活水準

○富裕層 2.8% ○普通層 69.7% ○貧困層 27.4%

→3 割近く少年院生が貧困状態に育ち、犯罪の度合いが重いほど貧困世帯出身である確率が高い

・子供を非行に走らせてしまうような家庭に手を差し伸べる必要があるであり、非行の影に貧困という社会問題が存在することを認識しなければならない

●貧困と疎外感 15 頁

・OECD の 2003 年の調査で「学校ではよそ者だと感じている」「学校は気後れして居心地が悪い」という設問に日本の子供は他国の子供に比べて圧倒的な割合で「とてもそうだと感じている」「そうだと感じている」と答えた

→社会経済階層³ が低い子供たちに多い

2 貧困の連鎖 18 頁

●大人になってからも不利 18 頁

・子供期に貧困であることの不利は、その子が成長し大人になってからも持続し、一生その子につきまとう可能性がきわめて高い

・アメリカのある研究で、男性の勤労所得や賃金、貧困経験が子供期の貧困に直接影響されていると報告している

・別の研究では、高校卒業時点での親の所得は、最終学歴や大学進学率に響いていただけでなく、52 歳時点での就労状況、勤労所得にも影響していると報告されている

●15 歳時の暮らし向きとその後の生活水準 19 頁

・筆者の最低 20 歳から最高 93 歳の約 600 人を対象とした調査によると、15 歳当時の暮らし向きは現時点での基本的な生活必需品について満たされているかどうかに関連していた

・「過去 1 年間に金銭的理由で食料が買えなかった経験がある」とした人は「15 歳時の暮らし向き」が ○「大変苦しい」とした人…26% ○「苦しい」…15%

³ 個人や集団は、その富(財産)の多寡、職業や教育への接近可能性、勢力や威信の大小などによって序列づけられ、個人や集団が位置づけられる社会的な地位のヒエラルキーを社会階層という

○「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」…6%

・住居にかかわる項目、家財・家電などの所有についても「15 歳の暮らし向き」によって統計的に有意な差がみられる

・15 歳時点での「暮らし向き」は、その後の人間関係の希薄さにも関係してくる

・「病気の時に世話をしてくれる人」「相談相手」など人間関係におけるサポート・ネットワークを表す項目においても 15 歳時点で

○「大変苦しかった」とした人…34% ○「やや苦しかった」…23% ○「普通だった」…16%

・この関連性はなぜ起こるのか→15 歳の暮らし向きと現在の所得の低さに相関がある

・現在の所得など条件が同じ二人がいて、一方の 15 歳の暮らし向きが「苦しく」、もう一方が「ゆとりがある」とした場合、それでも二人の間に現在の生活水準の差がある

・「15 歳の貧困」→「限られた教育機会」→「恵まれない職」→「低所得」

↓ ↓ ↓ ↓ ↓
「低い生活水準」

→子供期の貧困は、子供が成長した後にも継続して影響を及ぼしている

・子供期の貧困はあとから解消できない「不利」なのである

●世代間連鎖 25 頁

・吉川徹大阪大学准教授の SSM 調査を使った親の学歴と子供の学歴の継承の分析

○父親が大卒で、本人も大卒である…66% ○父親が中卒である場合…14%

・日本社会全体の学歴の世代間関係は、今日の 50 代以上、つまり戦前—高度経済成長期になされた学歴取得に関しては平等化・開放化に向かっていたが大卒/非大卒という大きな境界で見るとその後の世代ではいったん進んだ平等化は、完全に障壁を解消するには程遠い水準で行き詰まり、今日の若い層ではどの指標でみても再閉鎖化の途上にある。

・職業階層で見ても、世代間継承は常に存在する

・青木教授の記録によると、生活保護を受けている 19 の母子世帯のうち、14 世帯は実家が職業不安定であり、12 世帯が経済的困難を経験し、また半数以上が親の離婚や父親の死亡を経験している。

・鎌田教授は 1976 年に生活保護を受けている中高年単身者を調査したところ、

○未成年時の家庭において貧困であった…44% ○父の死亡を経験した…21%

○母の死亡を経験した…24% ○長い間病人がいた…27%

→生活問題を抱える人々の多くは、親の世代から「不利」を引き継いでいる

3 貧困世帯で育つということ 28 頁

●貧困と成長をつなぐ「経路」 28 頁

・子供の貧困に対する具体的な対策として、どのような内容の政府の介入策が有効であるのかを知るためには、貧困がどのように子供の成長に影響しているかを見極める必要がある

→この貧困から成長への影響の仕方を「経路 (path)」と呼ぶ

●さまざまな経路 30 頁

- ・一流大学に進学させる、プロのスポーツ選手に育てるのにもそれなりの投資が必要
→投資の方法としては、子供の教育費、住居に部屋があるなど、これらをまとめて「投資論」という

- ・「良い親論」といわれるものもあり、その中には「モデル論」（親自身の出世や学歴達成に対する価値観が子供に引き継がれるというもの）と「ストレス論」（経済的に困難な状態が続くことにより、親にストレスがたまり子供がゆったりと健全に成長できなくなるというもの）がある

- ・子供の成長は、生物学的に親から引き継がれる能力によって決定されるという「遺伝説」もある

●やはり所得は鍵 33 頁

- ・親の収入は多かれ少なかれ、子供の成長に影響する

- ・クラーク-カフマンらは、0 歳から 15 歳までの子供を対象とした実験プログラム

○潤沢な現金給付のプログラムであれば 0 から 5 歳児の成長にプラスの影響を与えた

○現金給付がないプログラムや現金給付が十分な額でないプログラムでは影響がみられなかった →所得の上昇だけによって子供の学力は向上した

4 政策課題としての子供の貧困 35 頁

●求めるのは格差を縮小しようとする姿勢 35 頁

- ・まったく同じ条件で世の中の競争に向かっていくなどという完全な「機会の平等」は達成することはできない

- ・本書の主張

1 子供の基本的な成長にかかわる医療、基本的衣食住、少なくとも義務教育、そしてほぼ普遍的になった高校教育（生活）のアクセスをすべての子供が享受すべきである

→「格差」がある中でもすべての子供に与えられるべき最低限度の生活がある

2 たとえ「完全な平等」を達成することが不可能だとしても、それを「いたしかたがない」と許容するのではなく、少しでもそうでなくなる方向に向かうように努力するのが社会の姿勢として必要ではないだろうか

→どこまで財政投入をするか

- ・「機会の平等」が達成されていないことは、社会の損失である

- ・何割かの子供が将来に向けて希望を持てず、努力を怠るようなこととなれば、社会全体としての活力が減少する

→格差がある中でもたとえ不利な立場にあったとしても将来へ希望を持てる、その程度にとどめなければならない

- ・子供の貧困に対処することはその子自身の短期・長期の便宜になるだけでなく、社会全体の大きな便宜となる。